

学校のきまり

本校の教育の原点は、『自学、自治、自鍛』の精神であり、この理想が時代を超え『自主自律』という言葉で今に息づく。この自主自律の精神に基づき、以下の規定を定めるものとする。

1 身だしなみについて

(1) 制服について

制服の基本形を以下の通りとする。

		上衣	ボトム	カーディガン ニットベスト	ネクタイ スカーフ
ス ー ツ 型	冬	学校指定ジャケット および白色カッターシャツ*注 1	学校指定 スラックス スカート	学校指定 カーディガン ニットベスト	学校指定 ネクタイ*注 2
	夏	白色カッターシャツ または白色開襟シャツ*注 3,4 または学校指定のポロシャツ(白または紺)	学校指定 スラックス スカート	学校指定 カーディガン ニットベスト	
学 生 服 (詰 襟) 型	冬	標準学生服(黒)*注 5 および白色カッターシャツ	標準学生服 (黒)		
	夏	白色カッターシャツ または白色開襟シャツ*注 3,4 または学校指定のポロシャツ(白または紺)	標準学生服 (黒)	学校指定 カーディガン ニットベスト	
セ ー ラ ー 服 型	冬	セーラー服(濃紺)・ 襟(濃紺、白線3本)*注 5	スカート (濃紺、 車ひだ)	学校指定 カーディガン ニットベスト	スカーフ(白)
	夏	セーラー服(白)・ 襟(濃紺、白線3本)*注 6 または学校指定のポロシャツ(白または紺)	スカート (濃紺、 車ひだ)	学校指定 カーディガン ニットベスト*注 7	スカーフ(紺)

○ スカート丈は膝頭にかかる程度とする。

*注 1 ジャケットの左襟に学年色校章バッジ(ねじ式)をつける。

*注 2 ネクタイは、ジャケット着用時は必須とする。

*注 3 上衣が白色カッター、白色開襟シャツの場合は、左胸に学年色校章バッジ(ピン式)をつける。

*注 4 カッターシャツの襟の形は、レギュラーカラーとする。

*注 5 左襟には学年色校章バッジ(ねじ式)をつける。また、校章入りボタン<前5個、袖各2個>をつける。

*注 6 セーラー服の左襟に学年色校章バッジ(ピン式)をつける。

*注 7 ニットベストは、ポロシャツ着用時のみとする。

○ 更衣について、標準日は設けない。気候に応じて、適切な制服を着用する。

ただし、附属中において、前期始業式・修了式は冬服を着用する。

(2) その他

- ア 頭髪について、パーマ・染色等はしない。
- イ ピアス・ネックレス・指輪・髪飾り等の装飾品、化粧はしない。
- ウ 履物について、屋外は運動靴または短革靴とする。附属中に在学中において屋内は上履きとし、高校に在学中においては所定のスリッパとする。
- エ 防寒具については、華美でないものとする。上着については、冬の制服の上に着用する。
- オ 登下校の際は、制服を着用する。
- カ 部活動における休日の登校について、部の指定ウエア及び運動に適した服装でもよい。タンクトップなど露出の多いものやジーパンなどのボトムスは避ける。安全上、衛生上の観点から靴下・靴は着用する。学習活動を行うときは、制服を着用する。

2 附属中に在学中、届出または許可が必要なこと

	届出・許可手続きの流れ
欠席するとき	保護者 → 学校 やむを得ない場合は本人からの連絡可
遅刻するとき	保護者 → 学校 やむを得ない場合は本人からの連絡可
早退するとき	保護者又は本人 → 学校
やむを得ず校外へ出るとき	本人 → 担任
自転車通学を希望するとき	本人と保護者 → 生徒指導担当
学校の施設や物品を使用するとき	本人 → 担任又は顧問 → 施設管理者
掲示、印刷物を配布するとき	本人 → 担任又は顧問 → 校務主任
金銭を集める必要があるとき	本人 → 担任又は顧問
遺失物、拾得物があつたとき	本人 → 担任
紛失・盗難があつたとき	本人 → 担任 → 生徒指導主事
交通事故が起きたとき	本人 → 担任 → 生徒指導主事
身分証明カードの再発行を希望するとき	本人 → 担任 → 校務主任
学割の発行を希望するとき	本人と保護者 → 担任 → 校務主任
変質者・痴漢等の被害にあつたとき	本人 → 担任 → 生徒指導主事
住所変更、保護者の連絡先が変更したとき	本人 → 担任

3 携帯電話・スマートフォンについて

- (1) 朝の ST から帰りの ST までは電源を切る、もしくは機内モードに設定し使用しない。
その他の時間に敷地内で使用する場合、学校生活に関連することのみを目的とする。
但し、教員の指導がある場合には、これらの限りでない。
- (2) 防犯上の観点からトイレ、更衣室で使用しない。
- (3) 使用する際は、モラル、マナーを遵守し、安全に配慮する。
- (4) 定期的にこれらの規定を見直すものとする。

4 下校時刻等について

- (1) 校舎棟の施錠は最終下校時刻の5分前とする。
- (2) 最終下校時刻は、下表の通りとする。

時期		時刻
夏季	(3月～10月前期終業式)	17:05
冬季	(前期終業式の翌日～2月末)	16:35

5 特別指導等について

本校で決められたことを守れなかったり、生徒の本分にもとる行動をとったりした場合は、特別な指導や懲戒を課す場合がある。

6 改正又は廃止の手続き

- (1) 生徒は、他の生徒の意見を集約し、校長に対し、学校のきまりの改正又は廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項に基づく求めがあったとき、又は学校のきまりの見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、校則検討委員会、学校評議員会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校評議員会などでの議論を踏まえ、学校のきまりの改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。